Ｄ２２５　観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）
　１　１時間以内の場合　130点
　２　１時間を超えた場合（１日につき）　260点
　注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２５－２　非観血的連続血圧測定（１日につき）　100点
　注　人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２２５－３　24時間自由行動下血圧測定　200点
Ｄ２２６　中心静脈圧測定（１日につき）
　１　４回以下の場合　100点
　２　５回以上の場合　200点
　注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２７　頭蓋内圧持続測定
　１　１時間以内又は１時間につき　100点
　２　３時間を超えた場合（１日につき）　400点
Ｄ２２８　深部体温計による深部体温測定（１日につき）　100点
Ｄ２２９　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（１日につき）　100点
Ｄ２３０　観血的肺動脈圧測定
　１　１時間以内又は１時間につき　150点
　２　２時間を超えた場合（１日につき）　450点
　注１　バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、開始日に限り所定点数に1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
　２　カテーテルの交換の有無にかかわらず、一連として算定する。
Ｄ２３１　人工膵臓（一連につき）　5,000点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
Ｄ２３１－２　皮下連続式グルコース測定（一連につき）　700点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３２　食道内圧測定検査　650点
Ｄ２３３　直腸肛門機能検査
　１　１項目行った場合　800点
　２　２項目以上行った場合　1,200点
　注　直腸肛門機能検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。
Ｄ２３４　胃・食道内24時間pH測定　1,000点
（脳波検査等）
通則
　区分番号Ｄ２３５からＤ２３７－２までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号Ｄ２３８に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２３５　脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）　600点
　注１　検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、これらの検査の別にかかわらず250点を加算する。
　２　当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、１回につき70点とする。
Ｄ２３５－２　長期継続頭蓋内脳波検査（１日につき）　400点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。
Ｄ２３５－３　長期脳波ビデオ同時記録検査（１日につき）　700点
Ｄ２３６　脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）
　１　体性感覚誘発電位　670点
　２　視覚誘発電位　670点
　３　聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査　670点
　注　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
　４　聴性定常反応　800点
Ｄ２３６－２　光トポグラフィー　670点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
Ｄ２３６－３　神経磁気診断　5,000点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー
　１　携帯用装置を使用した場合　720点
　２　１以外の場合　3,300点
Ｄ２３７－２　反復睡眠潜時試験（ＭＳＬＴ）　5,000点
Ｄ２３８　脳波検査判断料　140点
　注　脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。
（神経・筋検査）
通則
　区分番号Ｄ２３９からＤ２４０までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号Ｄ２４１に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２３９　筋電図検査
　１　筋電図（１肢につき（針電極にあっては１筋につき））　200点
　２　誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（１神経につき）　150点
　３　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき）　400点
　注１　２について、２神経以上に対して行う場合には、１神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする。
　２　３について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
Ｄ２３９－２　電流知覚閾値測定（一連につき）　200点
Ｄ２３９－３　神経学的検査　300点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。